明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四一）　一
○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第三条の四第一項及び第三条の二十三第一項に規定する指定試験機関及び指定登録機関を指定する省令の一部を改正する省令（同一四二）　四
〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三二一～三二九）　四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三三〇）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三三一～三三三）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働四一〇）　五
〔公告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等　税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四六
地方公共団体　行旅死亡人、押収物還付関係　四七
会社その他　会社決算公告　四九

省令

○厚生労働省令第百四十一号

死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第七条の規定に基づき、死体解剖保存法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十一日

厚生労働大臣　根本　匠